最終更新日：2015年7月10日
アツギ株式会社
代表取締役社長社長執行役員　工藤　洋志
問合せ先：管理本部 法務担当　046-235-8107
証券コード：3529
http://www.atsugi.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題の一つとしてとらえ、その強化に積極的に取り組んでおります。
意思決定の迅速化および役割と責任の明確化を目的とした経営体制を構築するために、繊維事業本部、管理本部で組織する本部制を採用しております。また、「企業理念」と、これを実践するための「企業行動基準」を策定し、従業員の法令遵守と倫理行動を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
東レ株式会社	10,255,136	5.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,010,000	3.72
株式会社オンワードホールディングス	6,123,000	3.25
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,983,000	2.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,614,000	2.45
CREDIT SUISSE SECURITIES(EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	3,549,452	1.88
旭化成せんい株式会社	3,451,000	1.83
SI Income Strategy 投資事業有限責任組合	2,631,000	1.39
株式会社三井住友銀行	2,443,449	1.29
株式会社しまむら	2,000,000	1.06

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
深澤　徹	他の会社の出身者					○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深澤　徹		当社の第一位株主かつ主要な取引先である東レ株式会社の常務取締役であります。当社は同社から当社主力商品の靴下原料であるナイロン糸等を購入しております。	東レ株式会社の常務取締役であり、経営・財務方面の専門性を有しております。また、長年にわたる経験から繊維業界を熟知しており、同氏の見解は、当社の経営判断にも資するところが大きく、的確な助言、監視を期待しております。 東レ株式会社と当社との間には、左記のとおりの取引関係がありますが、通常の条件により行われている商取引であり、代替取引先の存在に鑑みましても、相互の事業等の意思決定に際し重要な影響を与えるような取引ではなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は監査役に対して、決算監査の開始時に監査計画および方針を説明し、監査終了後に監査結果の報告を定期的に行い、意見交換を行っている。

内部監査については、専従者1名により定型業務および特命事項の監査を行うこととしている。内部監査、監査役監査の相互連携については、定期的な会合を含め、必要に応じて随時情報交換および意見交換を行い、相互連携して監査業務を推進している。また、内部統制部門より情報を取得し、改善事項の把握、対応を監査している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
津矢田　邦明	他の会社の出身者										△			
小松　俊二	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津矢田　邦明	○	当社の取引銀行の一つである株式会社三井住友銀行の出身であります。当社には、平成27年3月期において、同行からの借入金はありません。	銀行の執行役員や一般事業会社の取締役を歴任され、その豊富な知識と経験等を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任いたしました。 津矢田氏は、役員の属性のいずれの項目にも該当せず、かつ、同氏の出身である株式会社三井住友銀行からの借入金は平成27年3月期において存在せず、また、すでに銀行を退任されてから13年が経過していることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
小松　俊二		当社の取引銀行の一つである株式会社横浜銀行の出身であります。当社には、平成27年3月期において、同行からの借入金はありません。	銀行の執行役員や一般事業会社の取締役を歴任され、その豊富な知識と経験等を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任いたしました。 小松氏は、すでに銀行を退任されてから2年が経過していることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在の報酬制度が適切であるとの判断から、特段のインセンティブは実施していない。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬等の支給額　84百万円　支給人員7名
(うち社外取締役0名　－百万円)

監査役の報酬等の支給額　19百万円　支給人員3名
(うち社外監査役2名　7百万円)

(注)1、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2、社外取締役は無報酬であります。
3、上記の人員には、平成26年6月27日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で世間水準および従業員給与とのバランスを考慮し、取締役は取締役会決議、監査役は監査役の協議により決定することにしている。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の補佐は秘書室が主管となって行っている。また、社外監査役については、内部監査担当者がその職務を補助している。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 現状の体制の概要
当社は、取締役6名(うち社外取締役1名)で構成する取締役会を経営意思決定機関と位置づけ、当社グループの重要事項について審議、意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督しております。
また、当社は業務執行機能と経営監督機能を分離するため、執行役員制度を採用し、重要な意思決定の迅速化・業務執行の責任の明確化を図っております。
当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や代表取締役との意見交換、取締役・執行役員その他使用人からの業務執行状況の聴取、内部監査人との情報交換等により取締役の職務執行を監査しております。
取締役会の下には、取締役、執行役員および常勤監査役で構成する経営会議を設置し、原則として隔週開催し、経営に関する全般的重要事項を協議決定しております。また、関係会社役員も参加するグループ幹部会議を原則年2回開催し、グループ経営上の方針に基づく達成度の確認を行なっております。
2. 会計監査の状況
当社の会計監査業務については、新日本有限責任監査法人が監査を実施している。なお、2014年度の監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下の通りである。
指定有限責任社員　業務執行社員　神山宗武
指定有限責任社員　業務執行社員　吉田英志
指定有限責任社員　業務執行社員　寶野裕昭

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　6名
その他　　8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

以上の体制により、迅速な意思決定、経営監視を図り、企業価値の向上と効率的な経営を推進するに十分なガバナンス機能を有していると判断するため。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の発送期限より早期に発送することにより、株主の議決権行使を促進している。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知、決議通知を掲載している。 議決権行使書返送を促すチラシの封入およびハガキの送付を行っている。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載している。	
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページにIRのページを設置し、開示した資料はすべてホームページに掲載している。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部 法務担当がIRを担当している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範を策定し、企業活動を行う上で守るべき基準を文書化し、その遵守を徹底している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネージメントシステムISO14001を取得し、環境保全活動を行っている。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
1)当社および子会社を対象とする「企業行動基準」および「従業員行動規範」を当社にて制定し、当社および子会社全社員に啓蒙することにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

2)当社内部監査担当者が、当社および子会社の業務運営の状況を把握して、法令・定款への適合性および業務運営の妥当性・合理性を確認し、その改善を図るために内部監査を実施する。

3)当社および子会社における取締役等および使用人の職務執行の適法性の確保をより確実に期するため、当社において社外取締役1名と社外監査役2名を選任し、当社取締役会による監視を行う。

4)社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、組織全体として毅然とした態度で対応する。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
1)経営会議議事録その他取締役の職務執行に関連する文書については文書管理規程に則り作成保存する。
2)文書の保存期間および保管場所は文書管理規程に定めるところによる。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1)リスク管理については、当社に「リスクマネジメント委員会」を設置し、主管部署である当社管理本部法務担当がリスク管理規程に基づき、当社および子会社のリスクを総括的に管理する。
2)当社内部監査担当者が子会社も含めた部署毎のリスク管理状況を監査し、結果を定期的に当社担当取締役に報告する体制とする。
3)当社および子会社の重要なリスクについては、状況および対応策を当社担当取締役が定期的に当社経営会議において報告する。

4. 当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1)当社各本部および子会社は年度当初に数値目標を含む年度方針を策定し、全社員に公開することにより、取締役等と社員が目標を共有し、目標達成に向けての意思統一を図る。
2)当社各本部および子会社の目標の達成度は、当社管理本部法務担当が定期的にレビューし、進捗管理を行うことにより、業務の効率性を確保する。
3)当社および子会社の重要事項については、当社取締役で構成する経営会議において審議を行う。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1)当社関係会社管理規程に基づき、子会社は当社が採用する本部制における各本部長の管理下に置かれ、子会社の業務執行については、当社各本部長が各子会社より報告を受ける。この他、当社および子会社の経営幹部を構成員とするグループ幹部会議を定期的に開催し、各子会社より報告を受け、重要事項についての協議、決定を行う。
2)重要な子会社については、会計監査人による監査を実施し、社外からの監査を行うことで、業務の適正を確保する。

6. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社において、当社監査役の職務を補助すべき使用人を選任する。

7. 前号の使用人の当社取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1)当社監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価については、当社監査役会の意見を尊重する。
2)当社監査役から監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社取締役等の指揮命令を受けない。

8. 当社および子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制
1)当社および子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
2)当社および子会社の役職員は、法令等の違反行為や当社および子会社の財務および事業に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、内部通報窓口の主管部署である当社管理本部法務担当へ報告し、当該管理本部法務担当は、必要に応じ当社監査役にその内容の報告を行う。
3)当社内部監査担当者による当社および子会社に対する内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の結果は、遅滞なく監査役に報告することとする。
4)監査役は、当社取締役を構成員とし、当社および子会社の経営上の重要事項を報告・決定する機関である経営会議に出席し、重要事項について報告を受けるとともに必要に応じ意見を述べる。

9. 8の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として当社および子会社が不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の役職員に周知徹底する。

10. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
当社は、当社監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1)代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。
2)監査役会が、外部の会計監査人と定期的に監査方針および監査状況の報告を受け、意見交換を行う機会を確保する。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、組織全体として毅然とした態度で対応することとしている。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

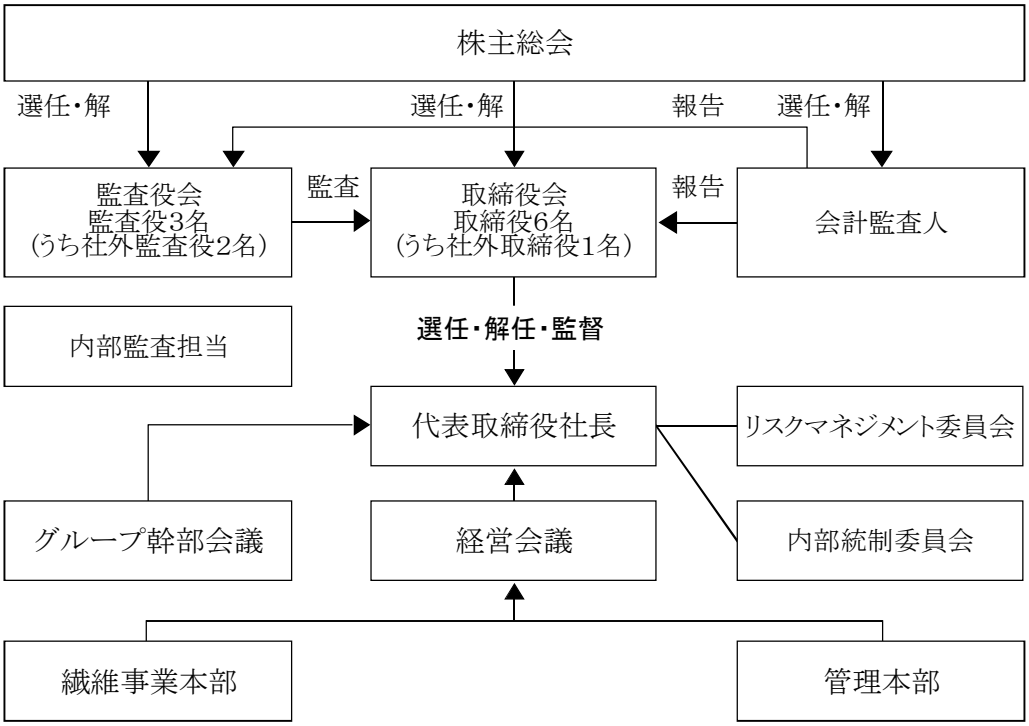
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――


株主総会
選任・解
選任・解
報告
選任・解
監査役会
監査役3名
(うち社外監査役2名)
監査
取締役会
取締役6名
(うち社外取締役1名)
報告
会計監査人
内部監査担当
選任・解任・監督
代表取締役社長
リスクマネジメント委員会
グループ幹部会議
経営会議
内部統制委員会
繊維事業本部
管理本部